

諮問実施機関 奥州市議会

諮問日 平成 31 年 3 月 8 日

答申日 令和元年 7 月 8 日

事件名 平成 30 年第 1 回奥州市議会定例会に付議された議案第 1 号から議案第 3 号に添付された経歴概要書の部分開示決定に関する件

答申書

第 1 審査会の結論

「平成 30 年第 1 回奥州市議会定例会に付議された議案第 1 号から議案第 3 号に添付された経歴概要書」（以下、「本件対象文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、奥州市情報公開条例（平成 18 年奥州市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づく開示請求に対し、平成 30 年 12 月 12 日付け奥議第 380 号により、諮問実施機関が行った部分開示決定（以下「原処分」という。）について、不当であり、開示しない部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 議会に付議されて添付された経歴書は、公開の原則で開示すべきものである。よって、部分開示の決定は、不当であり、開示しない部分の開示を求める。
- (2) 青森県三沢市では、議案を公の場で閲覧に供している。

第 3 諮問実施機関の説明の要旨

1 経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第 3 において「請求者」という。）は、平成 30 年 12 月 5 日付けで、諮問実施機関に対して、条例第 5 条の規定に基づき、「固定資産評価審査委員会委員の議員に添付されていた経歴書。（最新の全員分）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、諮問実施機関は、請求者への議事録の提示及び聴き取りにより、「平成 30 年第 1 回奥州市議会定例会に付議された議案第 1 号から議案第 3 号に添付された経歴概要書」を本件対象文書として特定し、平成 30 年 12 月 12 日付け奥議第 380 号により部分開

示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、平成 30 年 12 月 20 日付けで、本件審査請求を提起したものである。

2 処分の理由

本件対象文書は、奥州市固定資産評価審査委員会の委員 3 名に係るそれぞれの経歴概要書であり、その内容は、委員の氏名、生年月日、現住所、最終学歴及び主な経歴の 5 項目で構成されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、その内容により特定の個人を識別することができるものであるため、非開示情報の 1 つとして条例第 7 条第 2 号に定められた「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

ただし、委員の氏名については、同号ウ※に規定する「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に関する情報」に該当するため、非開示情報から除外される。その他の生年月日、現住所、最終学歴及び主な経歴の 4 項目については、公務員等としての職務遂行とは何ら関係がないことから、同号ただし書は、適用されない。

以上の理由から、本件対象文書のうち、非開示情報（委員の生年月日、現住所、最終学歴及び主な経歴）を除いて部分開示することを決定したものである。

※ 弁明書では、「同号イ」と記載されていたが、諮問実施機関による弁明書の説明において「同号ウ」と訂正があったため、修正して記載している。

3 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「議会に付議されて添付された経歴書は、公開の原則で開示すべき」旨主張している。この主張の趣旨は、市民の代表である議員に対して文書が配布された以上、それは市民に対して公表されたと同じであるので、個人情報といえども公開されて然るべきとの論旨であろうと思われる。

条例第 7 条第 2 号アでは、非開示情報の例外として、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が掲げられているが、経歴概要書の情報を公にするとする法令等の規定や慣行は、ない。したがって、審査請求人が本件処分を不当とする主張には、理由がない。

なお、奥州市議会では、平成 30 年第 2 回定例会から議案をホームページ上で公開しているが、人事案件や損害賠償事件などの議案に個人情報が含まれているときは、その情報の部分は伏せており、個人情報のみで形成された経歴概要書は、公表していない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、理由がなく、部分開示の決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

年月日	経過
平成31年3月8日	諮問の受理、審議
令和元年6月3日	審議
令和元年7月8日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成30年第1回奥州市議会定例会において、奥州市固定資産評価審査委員会の委員3名の選任に係る議案の参考資料として議員に配布されたそれぞれの委員に係る経歴概要書である。

諮問実施機関は、本件対象文書の一部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示しない部分を開示するよう求めているが、諮問実施機関は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

なお、固定資産評価審査委員会は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第1項の規定に基づき、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために市町村に設置される機関である。その委員は、同条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとされている。

2 本件非開示部分の非開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

同号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないことから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として全てこれに当たると解される。

なお、「個人に関する情報」から除外される「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、条例第7条第3号の規定により、法人等に関する情報と同様の基準で開示又は非開示の判断をすることとなる。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、奥州市固定資産評価審査委員会の委員3名に係るそれぞれの経歴概要書であり、委員の氏名、生年月日（年

齢を含む。)、現住所、最終学歴及び主な経歴の5項目が記載されていることが認められた。このうち、2名の委員の経歴概要書の主な経歴の欄には、個人事業主としての事業所の開設に関する情報が記載されていることが認められた。

本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）について検討すると、既に開示されている委員の氏名とともに、全体として条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）の同号ただし書該当性等について、以下、検討する。

一方で、2名の委員の経歴概要書の主な経歴の欄に記載されていた個人事業主としての事業所の開設に関する情報については、「個人に関する情報」から除外される「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると認められることから、条例第7条第3号該当性について、別途検討することとする。

ア 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

(7) 諮問実施機関は、本件非開示部分が条例第7条第2号ただし書アに該当しない理由について、おおむね次のとおり説明する。

a 経歴概要書の情報を公にするとする法令等の規定や慣行はないこと。

b 奥州市議会では、平成30年第2回定例会から議案をホームページ上で公開しているが、人事案件や損害賠償事件などの議案に個人情報が含まれているときは、その情報の部分は伏せており、個人情報のみで形成された経歴概要書は、公表していないこと。

(4) 当審査会において、本件対象文書を見分し、諮問実施機関の説明について検討したところ、当該説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められなかった。すなわち、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

なお、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するところ、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）と同種の情報が他の地方公共団体において公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例に留まる限り、「慣行として」には当たらないものと解される。

イ 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性について

条例第7条第2号ただし書ウでは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報」を非開示情報から除外している。これは、公務員等が国の機関や地方公共団体の一員として、その所掌する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体

的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものというべきである。

本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、委員の生年月日（年齢を含む。）、現住所、経歴等の情報であり、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

エ 条例第8条第2項による部分開示について

条例第8条第2項では、開示請求に係る行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないことを規定している。本件対象文書は、原処分において委員の氏名が既に開示されていることから、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）について、同項に基づく部分開示の余地はない。

オ したがって、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められるので、非開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号では、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

本件非開示部分のうち、2名の委員の経歴概要書の主な経歴の欄に記載されていた個人事業主としての事業所の開設に関する情報について検討すると、当該情報は、上記のア及びイのいずれにも該当しないことが明らかである。

したがって、当該情報は、条例第7条第2号及び第3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人及び諮問実施機関のその他の主張について

審査請求人及び諮問実施機関のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件部分開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とした決定については、諮問実施機関が条例第7条第2号に該当することから非開示とすべきとしていることについては、別表に掲げる部分について、条例第7条第2号及び第3

号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第7条第2号の規定に該当すると認められるので、非開示としたことは妥当であると判断した。

別表（開示すべき部分）

番号	文書名	開示すべき部分
1	委員 A に係る経歴概要書	主な経歴の欄の3行目
2	委員 B に係る経歴概要書	主な経歴の欄の4行目

備考 この表において、奥州市固定資産評価審査委員会の3名の委員をそれぞれ五十音順に委員 A、委員 B 及び委員 C としている。